まえばし 業委員会だより

第96号

平成30年2月発行

編集 発行 前橋市農業委員会

前橋市役所内 事務局 農業委員会事務局 前橋市大手町二丁目12番1号 電話 027- 898- 6732 e-mail noui-jimu@city.maebashi.gunma.jp

尾70 古紙配合率 70%の再生紙を使用しています

昨年の11月1日、「平成30

前橋市農業委員会では、

施策等に関する要請

き、総会で審議を重ね、取団体等から幅広く意見を聴 適化推進委員、 同様な趣旨の要望書を金井 年度市農業施策等に関する しました。 清一前橋市議会議長に提出 意見書」を山本龍前橋市長に、 、農業委員、農地利用最意見書の作成にあたって 各種農業者

りまとめました。 消にも努めています。 を供給するとともに、地産地 **業算出額を誇る農業都市とな** 、新鮮で安心安全な農産物 本市は、全国でも有数の農

の最適化のため、意欲ある担 ろんでありますが、農地利用 公正で適正な事務処理はもち り組織され、農地利用に係る 度改正後、新たに農業委員、 **農地利用最適化推進委員によ** 手を確保し、農地の利用集 また、本市農業委員会も制 遊休農地の発生防

項目について意見・要望いた 次のとおりです。 しましたが、要旨については

食農教育への支援について

組み、教材で使用する苗に来る方が多くなる取り 費用の補助を要望。 農業部門へ職場体験等

||認定農業者に対する支援 について

継続と、作業効率の向上に、引き続き補助制度の 象の拡充を要望。 後継者を育てられるよう ための補助機械助成対 認定農業者を確保し、

前橋産農産物の周知について 農産物の販路拡大に向け、

前橋産農産物の周知につ

層の推進を要望。

代表機関として、 の促進に取り組み、農業者の 本市農業の振興のため邁進し て参ります。 以上のような観点から、7 市と連携し

■鳥獣による被害対策に

ついてを要望。 鳥獣の

狭小農地対策について

ための対応策を要望。 の耕作条件を改善する 作業効率の悪い農地

作物残渣の処分に対す る作物残渣の処分費用 る支援について 野菜等の収穫後に出



深町 下田 奥野 岡 会長職務代理者 農業委員 農業委員 推進委員



意見書を山本市長(写真右)に、要望書を金井議長(写真左)へ 堀越農業委員会長から提出しました。

■農薬適正使用推進員の 推奨について

加や、農薬適正使用推ため農薬講習会への参 進員資格の取得を推 することを要望。 法・管理等を周知する 農薬の適正な使 角方

鳥獣を活用する可能性に 捕獲推進と、捕獲された よう、箱わなやくくりわ なの充実を図り、 鳥獣被害が拡大しない

拡大を図りました。 中学生以下の子供を対象としたク 餅つき、お米無料配布、ポン菓子、 農地利用最適化推進委員協力の下、 及び、今年から初めて委嘱された イズを実施し、市民への米の消費 市農業まつりに参加し、農業委員 (土) に開催された平成29年度前橋 前 橋市農業委員会は、11月11 日

餅をつく光景に子供たちは興味 しんでいただきました。 さんの人につきたての餅の味を楽 餅はその場で切り分け、あんこや 津々の様子でした。つきあが 大根おろしを添えて配布し、たく 餅つきコーナーでは、目の前

触れる機会となりました。 験をしてもらい、食の楽しさにも また、子供たちにも餅つきの体 お米の無料配布コーナーでは、

間になくなってしまうほどの人 夢新米」を配布しました。当日は 意した460袋のお米はあっという 抽選会により「前橋産米あさひの い時間から長蛇の列となり、用

気でした。

機械を使い、できあがったポン菓 子を貰うため老若男女たくさんの 人が列を成していました。 ポン菓子コーナーでは、専用 0

浴びていました。 鳴 ポン菓子が出来る度に大きな音 り、周りからは一斉に注目を

が



堀越農業委員会長と JA 前橋市前原組合長の餅つき

供たちが挑戦して盛況となりまし イズの2種類を用意し、大勢の子 量クイズや、野菜の花を当てるク クイズコーナーでは、お米の

さんのブースが出展し、農畜産物 お越しいただいた方からも、美味 を使った料理や加工品の販売など かったものの秋晴れとなり、たく 布され、嬉しそうでした。 た。参加した子供には駄菓子が配 しくて安心安全な地元の農畜産物 大変賑やかで活気付いていました。 今年度の農業まつりは、風は強



「前橋産米あさひの夢新米」抽選配布

米の消費拡大、農業振興を図るた 取り組みをしていきます。

農業まつり等のイベントを通して

農業委員会は今後も多くの人に



「米の計量・野菜の花当てクイズ」に挑戦!

と交流を深めると共に、意見交換 足の行くイベントとなりました。 う声もあり、参加者にとっても満 ることで、生産者と消費者の方々 が安く買える良いイベントだとい このようなイベントが開催され

の場にもなりました。

律に基づいて地域の農地利用の確認、 用状況調査(農地パトロール)を、

取

主な取り組みについて~ ~昨年7月20日より新たに活動を開始した農地利用最適化推進委員(53名)



農地パトロール 室内研修

どの判定をしました。 事前に研修したチェック項目に基づ を目的に実施しました。調査では、 遊休農地の実態把握と発生防止・ 作付地、 違反転用の発生防止・早期発見 不作付地、 遊休農地な 解

農地

利

用状況調査に

取り

組みまし

た

8月

から10月にかけて、

農地の利

法

利 崩

おそれがある農地」と判定された 利)で「遊 用 状 休農地」又は「 況 調 査((農地 遊 パ 休化 卜 口 0)

実施 誰かに貸し付けるか等 地 意向を確認するものです。 間管理事 自ら耕作 した。 11月に書面 該当農地 利用意向調査を実施 調 地 利 用最 査を行っています。 の所有者等を訪問 した後、 利用 適 業を利用するか、 するか、 0) 意向 化 による調査を 利用に関 推 1月から農 調 進 一委員 農地中 査 して、 は しま 0)



農地の所有者等に対して

今後の取り組みに つい 7

います。 化(※)に向けた取り組みを行っ 加するなどして、農地利用の最適 利用に係る研修会等に積極的に参 りまとめを行い、 ついて話し合いを行ったり、 るために利用権設定等の書類のと そのほかにも、 利用集積計画に 農地の集積を図 地

指針に掲げた目標の達成を目指 化の推進に関する指針」を策定 今後は、 取り組んでいきます。 「農地等の利用の最 適

き続き、 理解・ご協力が欠かせません。 をお願いいたします! 活動には、 農地利用最適化推進委員の日 推進委員の活動にご 地域のみなさまのご 引

※農地利用 農地の集積・集約化、 入の促進 地の発生防止 (認定農業者などの農業者)へ の最 遠化: 解消、 1 ③新規 ②遊休農 担 0 手



農地パトロール 実地研修

農地情報を公表しています

農地法の改正により、農業委員会の農地台帳の公表が法定化されたことに伴い、平成27年4月1日から 農地の地目や面積、貸し借りなどの情報が閲覧できるようになりました。公表は、インターネットで全 国農業会議所が提供する「全国農地ナビ」と農業委員会窓口で「閲覧用農地台帳」の閲覧が可能です。

新しく農業を始める方や、規模拡大を希望する際にご活用ください。

公表項目

項目	インターネット	窓口での書面閲覧
農地の所在、地番、地目及び面積	公表	公表
賃借権等の種類・存続期間	公表	公表
遊休農地の措置の実施状況	公表	公表
貸付けに関する所有者の意向	公表	公表
農振法・都市計画法等の区域区分	公表	公表
機構が借りている農地かどうか	公表	公表
所有者の氏名・名称	非公表	公表
賃借人等の氏名・名称	非公表	公表
耕作者の氏名・名称	非公表	公表

^{*}いずれも市街化区域を除く農地を公表

全国農地ナビ

全国農業会議所において、全国の農地情報を無料で地図から検索および閲覧することができる「**全国 農地ナビ**」(システムの愛称)の運用が始まり、インターネットで閲覧できます。

全国農地ナビのアドレスは『http://www.alis-ac.jp//』です。

お問い合わせ先:全国農業会議所 農地情報公開システム事務局(TEL.03-6910-1123)

農業委員会窓口

インターネットを利用する環境がない方には、農業委員会窓口で閲覧用農地台帳の閲覧により公表を 行っています。

【注意事項】

法的な証明力はありません。

閲覧を希望する農地の町地番を指定してもらいます。

農地法第3条等の貸借について、一部反映されていないことがあります。

土地改良中の農地について、面積等が一致しないことがあります。

登記事項と一致していないことがあります。

お問い合わせ先:前橋市農業委員会事務局管理係(TEL 027-898-6732)



前橋市農林業 インスタグラムを配信しています!

前橋の野菜や花、農作業風景など、旬の農林業情報を発信して います。ぜひご覧ください。

インスタグラムは、無料の画像共有アプリケーションです。 google play、app store からダウンロードできます。

アカウント @maebashi_agri



お問い合わせ先:前橋市農林課ブランド推進係(☎027-898-5841)













農業起業家の募集について

お問い合わせ先

直接提出してください

前橋市農林課ブランド推進係 〔電話番号027‐898‐5841〕

②登録書の配布

申し込み 前橋市役所農林課に郵送または ウンロードもできます 前橋市ホームページからダ 必要事項を記入し、

橋市ホームページをご覧くださ などの案内をします。 集します。審査を経て登録され てはお問い合わせいただくか、 加工に取り組む農業起業家を募 等で販売をしている前橋市在 を含む)を行い、 市内農業者で、前橋産農畜産物 た加工品創出及び製造(委託 販売会や研修会、 前橋産農畜産物を原料と 市役所農林課 直売所や自宅 詳細に 補助事 0 前 業 13

を持ち、私たちに多くの恩恵をも かに雨水を一時的に蓄え、 たらしています。 景観の形成などの、 の保全、自然環境の保全、 の洪水を防止することによる国土 め池などの資源は、 農村地域の農地・農業用水・た 多面的な機能 食糧生産のほ 下流域 良好な

難な状況になってきています。 業者個々ではその機能の維持が困 年の農業者の高齢化などにより農 に大切に守られてきましたが、 これらの資源は、農業者を中心 近

25 % 業の有する多面的な機能の維持 支援を行っています。 発揮を図るための取り組みに対し、 能支払交付金(負担:国50%、 課では、国の制度である多面的機 こうしたことから、 市25%)の活用により、 市農村整備 農 県

多面的機能支払交付金制度 を活用するには

多面的機能支払交付金制度は

設立し、規約、 個人は対象となりませんので、 定する必要があります。 の①または②の方々で活動組織を 事業計画などを策 次

①農業者のみで構成される活動 組織

②農業者及びその他の方(地域住 動組織 民、 団体など)で構成される活

条件となります。 活動は、5年間継続することが

の構成 多面的機能支払交付金制 度

維持支払交付金と資源向上支払交 付金から構成されます。 多面的機能支払交付金は、 農地

(1)農地維持支払交付金

①地域資源の基礎的な保全活動 りや泥上げなどの活動を支援 します。 水路・農道・ため池等の草刈 地域共同で行う農地周り・

②地域資源の適切な保全管理の

(2)資源向上支払交付金(共同 活動 どの活動を支援します。

①施設の軽微な補修 水利施設等の機能診断を行 水路等の部分補修などを

支援します。

②農村環境保全活動 の活動を支援します。 の農村環境の保全を図るため 生態系保全、景観形成など

(3)資源向上支払交付金(の長寿命化) (施設

等の活動を支援します。 用用排水路、ため池などの施設 の長寿命化のための補修、 老朽化が進む農地周りの農業 更新

研修会等も対象となります。 また、 (1)(2) (3)に関する会議

ための推進活動

地域住民による意見交換な

【お問い合わせ先】

農村保全係 前橋市農村整備課

jp/jigyousya/331/347/351//p012999 http://www.city.maebashi.gunma 電話乗号 027 - 898 - 6713



対象地域

農業振興地域内の農用地が対象と を設定していただき、その区域の なります。 活動区域(自治会、水利受益等)

交付金額等

交付されます。 る農用地面積に応じて活動組織に (1)、(2)、(3)の活動及び対象とな

もあります。 区域の設定などを支援する制 新たな活動組織 規約、 事業計画等の策定や の設立に対 度

中山間地域等直接支払交付金制度

中山間地域等直接支払交付金制度は、平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な 地域において、農業の担い手減少や耕作放棄地の発生などを抑制することなどを目的としてい ます。

農業を継続することにより農地を保全し、耕作放棄地の発生を防ぎ、農業・農村の持つ多面 的機能を維持・確保するための活動を支援するために、国から交付金の支援を受けられる制度 です。

中山間地域の集落等を単位に農地、水路などを維持・管理をしていくための取り決め(協定) を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行うことを条件として、対象となる農地面積に 応じて一定額を交付する制度です。

協定は、5年間を単位として、一定の傾斜を持つ1 ha 以上の農用地を有する集落で地域農 業生産活動等を継続するための活動(水路・農道等の管理方法)や活動の役割等を集落協定と して定め、共同活動を実施するものです。

交付金は共同活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分することもでき ます。

前橋市の対象地域

宮城地区、富士見地区内の農業振興地域 (群馬県特認地域)

http://www.city.maebashi.gunma.jp/ jigyousya/331/347/351//p007926.html

お問い合わせ先

前橋市農村整備課 農村保全係 電話番号:027-898-6712

お問い合わせ先



地台帳の写し

一が必要になりますので、

沖請

の際に、

耕

作

証 明 書

二及び「

市役所7階農業委員会事務局までお越

しください

を除く)で発行ができます。

ラザ元気21及びコミュニティセンター

支所・

市民サービスセンター

(前橋

前橋市農業委員会事務局管理

kurashi/8/19/20/035/p005479.html 電話番号 027 - 898 - 6732 nttp://www.city.maebashi.gunma.jp/ (申請書及び委任状の様式)

以外で「 なお、 「耕作証明書」のみが必要な時は 農業用軽 油免税証の 交付申請

要になります。 状と受任者の免許証 要です。 免許証(又は保険証)と手数料350 また、 本人が来られない時は、 (又は保険証 円が必 が必必 請

の請求手続きには、

本人を確認できる

耕作証明書」及び「農地台帳

の写し」

飛事 務所 農業用軽油免税証 の交

農業者年金をご存知ですか

-老後を支える力持ち!農業者年金の加入をお勧めします-

国民年金の年金額は、保険料を20歳から60歳まで40年間支払われた方で、1人月額6万5千円、夫婦2人で月額13万円、**年額で約 156 万円**となります。

一方、**サラリーマンの厚生年金のモデルケースでは、**夫が会社勤めで40年厚生年金に加入、妻は専業主婦で扶養されている配偶者として40年加入の場合で、夫婦2人で月額23万円、**年額で約276万円の年金が見込まれます**。

老後の家計費は、夫婦 2 人で月額 23 万円、年額 276 万円程度かかっているとの統計から、国民年金だけでは月額 10 万円ほど不足してしまいます。

そこで、農業者の方がサラリーマン並みの年金を受給するためには、夫婦2人で月額10万円の年金を国民年金に上乗せすることが必要です。

年額276万円

(月額23万円)

[厚生年金のモデルケース]

差額120万円 (月額10万円不足)

年額156万円 (月額13万円)

[国民年金のモデルケース]

厚生年金との差額は、1年間で120万円!

サラリーマン並みの年金受給を 希望する場合は、この部分を自分 で手当てする必要があります。

農業者年金に加入すれば~農業者年金の支給額(年額)の試算~

加入年齢	納付 期間	性別	年金額 (年額)	備考
20歳	40年	男性 女性	75万円 63万円	夫婦2人の加入で厚生年金並みの年金額が見込まれます。
30歳	30年	男性 女性	50万円 42万円	夫婦2人の加入で厚生年金並みの年金額が見込まれます。
40歳	20年	男性 女性	29万円 24万円	夫婦2人の加入で老後生活の安定に 寄与する年金額が見込まれます。な お、保険料を増額すれば夫婦2人の 加入で厚生年金並みの年金額が見込 まれます。
50歳	10年	男性 女性	13万円 11万円	夫婦2人の加入で老後生活の安定に 寄与する年金額が見込まれます。な お、保険料を増額すれば夫婦2人の 加入で厚生年金並みの年金額が見込 まれます。

【保険料を月額2万円、付利利率2.5%の場合の農業者年金の試算】

○加入要件

国民年金の1号被保険者で、年間60日以上 農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入 できるため、女性や若い後継者なども加入で きます。

○保険料は自由設定

月額保険料は、2万円~6万7千円の範囲で 自由に設定することができます。 もちろん途中で増額・減額も OK です。

○節税効果

納付した保険料は全額社会保険料控除の対象 となり、税制面でもメリットがあります。 受給した年金は公的年金等控除の対象です。

○保険料の国庫補助

認定農業者など、一定の要件を満たす担い手には、保険料の国庫補助があり、<u>月額基本保</u> <u>険料の2万円のうち最高半額の補助</u>を受ける ことができます。(最長 20 年)

農業者年金に関心がある方は、お近くの JA 窓口、又は農業委員会事務局へお気軽にお問い合わせください。

前橋市農業委員会事務局 農業振興係 Tel 027-898-6733